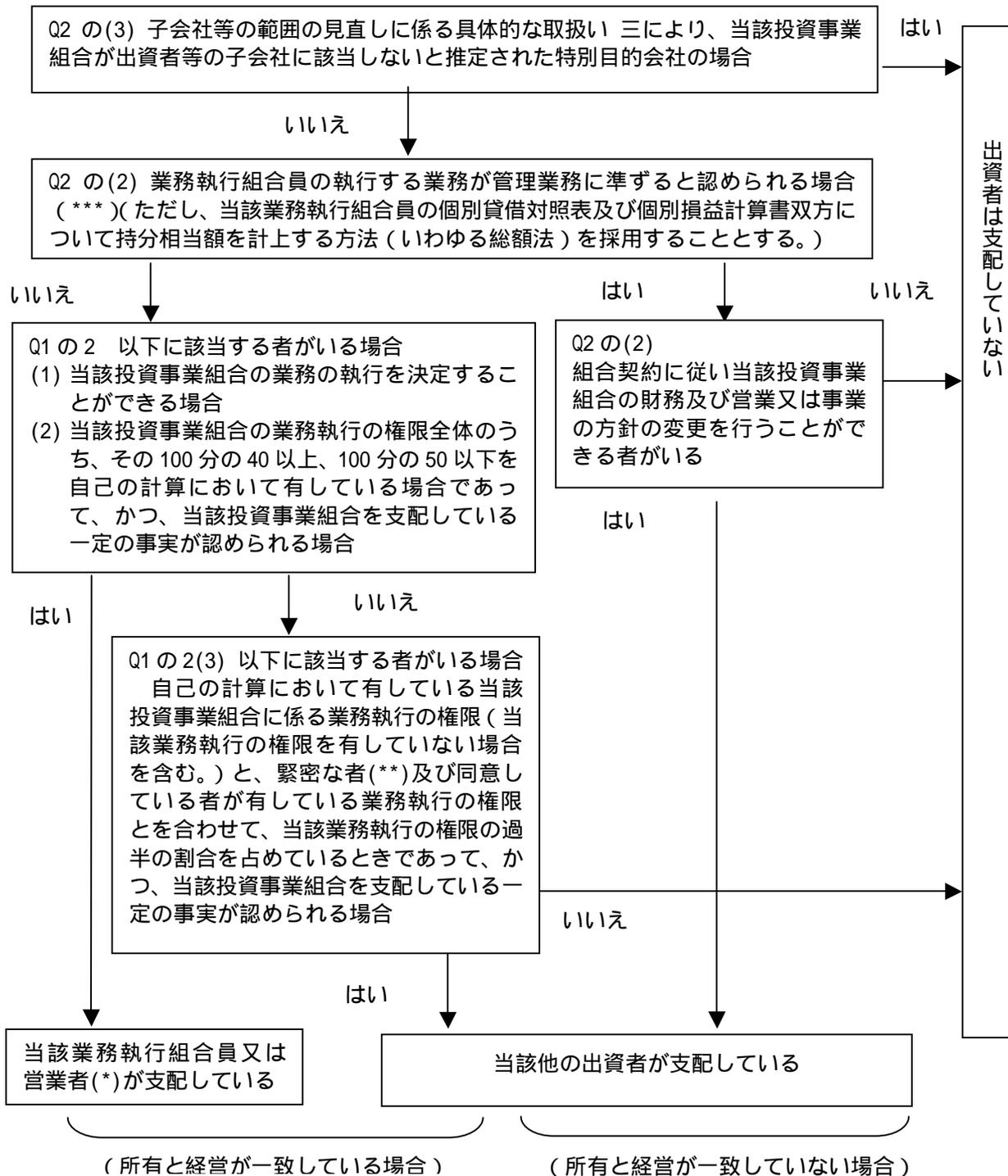


組合を利用した投資の多様化に伴う考え方の整理(案)

(イメージ)



(*) ただし、匿名組合事業は営業者の個別財務諸表に反映されていることから、営業者においては当該匿名組合を子会社とする必要はないこととなる (Q1 の3 ただし書き)。
 (**) 出資者が投資事業組合の業務執行の権限の 100 分の 40 以上を有していない場合でも、出資額 (又は資金調達額) の総額の半分以上を越える多くの額を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の半分以上を越える多くの額を享受又は負担する場合には、当該業務執行の権限の過半の割合を有する者は当該出資者の緊密な者に該当することが多い (Q1 の3)。
 (***) 次のような場合
 組合契約において、組員による財務及び営業又は事業の方針及びその変更方法、これらを決定する出資者総会の定期開催などが明確化され、業務執行組員は単に組員によって決定された方針を遂行するに過ぎない場合
 当該投資事業組合に対する出資額が少なく、また、業務執行に係る適正な対価以外に、投資事業組合の投資事業から生ずる利益の大部分が当該出資者に形式的にも実質的にも帰属しない場合